学生・教職員の疑い者発生時の対応フロー

疑い

①発熱や咳などの風邪症状、強いだるさや味覚・嗅覚障害がある学生・教職員（疑い者）

・大学構内で発症した場合は、マスクを着用し帰宅させる。（登校・出勤停止）

②自宅療養（登校・出勤停止）

・①の症状がある場合は登校せず自宅待機とする。

・1日2回検温し、「体調管理表」に記載する。

LINE「北海道-新型コロナ対策パーソナルサポート」では、体調や年齢、持病などを入力すると、相談センターへの連絡の必要性、必要な対策や最新の情報などが届きます。活用してください。

他の病気の可能性もあるため、かかりつけ医に電話連絡した後受診するか

札幌市保健所（救急安心センター札幌）011-272-7119（＃7119）へ問い合わせる。

（札幌市外の人は、地域保健所へ）

受診により何らかの診断がついた場合は速やかに③の連絡先に報告する。

③学生は教育支援課・学生生活支援課（011-891-2731）、教職員は総務人事課に電話連絡する。

・担当課員は「新型コロナ受付・連絡票」を用いて症状を聴取の上、学生は保健師、教職員は衛生管理者に提出する。

・日ごとに集計し、保健師は学生生活支援課長、衛生管理者は総務人事課長に報告する。

④症状が軽快した場合

【自宅待機後に軽快した場合】

・薬を飲まない状態で、**①の症状が消失し、48時間を経過した場合は、登校・出勤可能とする**（症状が消失した日を0日として、3日目からの復帰）。

・上記の条件に従い、登校・出勤する。

⑤登校・出勤可

⑥症状が続く場合

以下のいずれかに該当する場合は、**すぐに相談する。**

★息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

★重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

★上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

札幌市保健所（救急安心センター札幌）011-272-7119（＃7119）

※札幌以外の方は地域の保健所に電話し、指示を受ける。

その後の対応は、保健所及び医療機関の指示に従い、経過を③の連絡先に報告する。

⑦新型コロナウイルスに罹患した場合

学生　～　「登校停止」※1 ※1　本学の当面の対応について（第3版）

教職員～　「就業禁止」※2 ※2　北星学園就業規則（66条第1項）

⑧登校・出勤開始

医療機関及び保健所の指示に従い、登校・出勤を開始する。

北星学園大学